

# 春季名寄出張講習のご案内

## 日程

(株)日立建機教習センター 北海道教習所  
石狩市新港中央2丁目766-3  
TEL(0133)64-6388 FAX(0133)64-6148

玉掛け技能講習	(19H・15H)	3/14 (水) ~ 16 (金)	3日間
車両系(整地等)運転技能講習	(14H)	3/17 (土) ~ 18 (日)	2日間
小型移動式クレーン運転技能講習	(20H・16H)	3/19 (月) ~ 21 (水)	3日間
不整地運搬車運転技能講習	(11H)	3/22 (木) ~ 23 (金)	2日間
高所作業車運転技能講習	(14H・12H)	3/24 (土) ~ 25 (日)	2日間
フォークリフト運転技能講習	(11H)	3/26 (月) ~ 27 (火)	2日間
	(31H)	3/26 (月) ~ 29 (木)	4日間
車両系(整地等)安全教育	(6H)	3/30 (金) ~ 30 (金)	1日間

講習区分	コース	年齢条件	受講資格	料金(教本含む)	対象機械他
玉掛け技能講習 北労安教第321	19H	18才以上	・玉掛け補助作業等の経験のない方	28,000円	制限荷重1トン以上の揚貨装置、または吊り上げ荷重1トン以上のクレーン/移動式クレーン/デリックの玉掛の業務
	15H		・玉掛け補助作業等の経験はないが、クレーン/移動式クレーン免許所持者、又は小型移動式クレーン技能講習等を修了した方 (修了証のコピーが必要です。)	24,000円	
車両系(整地等)運転技能講習 北労安教第318	14H	18才以上	・大型・中型又は普通自動車運転免許があり、小型車両系特別教育を修了後、小型車両系建設機械の業務経験が3ヶ月以上ある方 (申込書に事業主の経験証明が必要です。) ・大型特殊自動車運転免許がある方	44,000円	機体重量3トン以上 トラクター・ショベル/パワースショベル/モータ・グレーダ/ブルドーザ/トラクタショベル/クラム・シェル/トレンチャー/トラグ・ライン/他
小型移動式クレーン運転技能講習 北労安教第322	20H	18才以上	・未経験で他の資格がない方	50,000円	吊り上げ荷重1t以上5t未満の移動式クレーン 積載型トラッククレーン/他
	16H		・玉掛け又は床上操作式クレーン技能講習修了者。 クレーン運転士免許所持者。	44,000円	
不整地運搬車運転技能講習 北労安教第324号	11H	18才3ヶ月以上 18才以上	・大型・中型又は普通自動車運転免許があり、小型車両系特別教育終了後小型車両系・不整地運搬車(1t未満)の業務経験が3ヶ月以上ある方 (申込書に事業主の経験証明が必要です。) ・大型特殊自動車運転免許がある方 ・車両系(整地等)又は(解体用)技能講習を修了した方	40,000円	最大積載量1トン以上 クローラキャリア/ホイールキャリア  (修了証又は免許証のコピーが必要です)
高所作業車運転技能講習 北労安教第347	14H	18才以上	・自動車免許(普・大型・大特)所有者。施工技士(1~6種)取得の方。車両系(整地等・解体・基礎)不整地・フォークリフト・ショベルローダー等各技能講習を修了した方	42,000円	作業床が10m以上 ホイール式/トラック式/クローラ式  (免許証のコピーが必要です)
	12H		・移動式クレーン運転免許所有者。小型移動式クレーン運転技能講習を修了した方	40,000円	
フォークリフト運転技能講習 北労安教第325	31H	18才以上	・普通・大型・大特(限定付)免許所有者 ・大型特殊自動車運転免許所有者…経験不要	52,000円	最大荷重1t以上(上制限なし)
	11H		・普通・大型・大特(限定付)免許を所有し、1トン未満のフォークリフトの特別教育を修了し、修了後3ヶ月以上の実務経験者 (経験証明、特別教育修了証が必要です)	21,000円	
車両系(整地等)安全教育	6H	18才以上	・車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習の修了者で取得後5年を経過している方	11,000円	(修了証のコピーが必要です。)

受付時間	講習初日の午前8:30より (玉掛け15Hコース初日12:30より)
学科会場	セパック(上川北部地域人材開発センター) 名寄市字緑丘30番地1 実技会場は初日に連絡いたします。
当日持参するもの…	学科 筆記用具・印鑑・受講に必要な資格証(原本) 実技 作業服・ヘルメット・安全靴・皮手・防寒具等
予約・受付先	会場の都合や実技規定により定員がございますので、 <b>必ず事前に電話予約を行って下さい。</b> セパック(上川北部地域人材開発センター) 名寄市字緑丘30番地1 TEL:01654-2-2393

**助成金制度のご案内**  
建設労働者確保育成助成金  
平成29年4月1日より  
計画届等を受講開始日の1週間前までに北海道労働局に提出するように変更になりました。  
詳しくは当教習所にお尋ねください。  
《受給資格》  
(1)中小建設業(28業種)であること。  
(2)資本金3億円以下または従業員300人以下のどちらかであること。  
(3)雇用保険(保険料率12.0/1000)に加入していること。  
(4)受講者が雇用保険の被保険者であること。

**下記書類は2/28までに提出して下さい。**

**☆受講申込書・写真(3×2.4)2枚・運転免許証(表裏コピー)受講に必要な資格証(表裏コピー)**

その他	※過去に当社で技能講習修了証を取得された方は、統合修了証として発行されますので、 <u>旧修了証をご持参下さい。</u> ※一部免除申請(事業主の経験証明)が必要な方は <b>F A X (0133) 64-6148</b> にて事前に確認をします。
-----	--